

紀伊半島移住プロモーション事業業務委託 に係る企画提案募集要領

1 事業目的

同一の半島地域である奈良県・和歌山県・三重県が協働し、紀伊半島を1つのエリアとして移住プロモーションを実施することにより、情報発信力を高め、新たな暮らし方を提案することにより、単独の県では難しい新たな客層を開拓し、紀伊半島への移住・定住をより一層促進させる。

2 委託業務名

紀伊半島移住プロモーション事業業務委託

3 委託業務概要

(1) 業務内容

以下の内容を基本としたプロモーションを行う。

- ①紀伊半島地域での働き方や暮らし方などを専門誌やインターネット等複数の媒体でPRする。
- ②都内の飲食店において一定期間の移住プロモーション事業を実施するとともに、紀伊半島の食材を使用したメニューの開発及び提供する。
- ③飲食店のプロモーション時期に合わせて、紀伊半島移住セミナー等のイベントの企画及び運営を行う。

(2) 提案内容について

事業目的、業務内容、提案における留意点を理解の上、企画提案事業者が効果的と思われる方法で、紀伊半島地域への移住を促進するための情報発信とイベント等を通じ、紀伊半島地域への移住に興味をもつ仕組みを提案すること。

(3) 提案における留意点

提案内容については、以下の点に留意すること。

- 首都圏の20代から40代を主なターゲットとし、紀伊半島地域で「働く」をテーマに情報発信を行うこと。
- 企画提案のキーワードを「紀伊半島地域のライフスタイル」「新たな働き方、暮らし方」とすること。
- 情報発信の手段として、メディアミックス（雑誌等の紙媒体とインターネット等）による効果的な情報発信を提案すること。
- 企画コンセプトや情報発信のターゲットを明確にした上で、効果的な手法を提案すること。
- 実行可能な提案をすること。
- 事業実施に際し、どの地域資源を出していくかなど、三県と情報共有及び協議する余地があること。

【参考】 平成27年度の「紀伊半島移住促進プロモーション」事業

【雑誌掲載】

1 「Discover Japan」2016年2月号

- 掲載内容 紀伊半島（三重県・奈良県・和歌山県）への移住情報
- 掲載量 フリー広告 フルカラー8ページ
- 抜刷印刷 上記掲載記事の抜き刷りパンフレット作成 10,000部

2 「TURNS」2016年冬号

- 掲載内容 紀伊半島（三重県・奈良県・和歌山県）への移住情報
- 掲載量 記事広告 フルカラー4ページ

【渋谷シティラウンジプロモーション】

- 期間 平成28年1月5日～1月31日
- 内容 紀伊半島の移住者の日常を捉えた写真を中心に店内装飾を実施
紀伊半島の食材を使用したメニューの開発及び提供

【間坂ステージプロモーション】

- 期間 平成28年1月13日～1月27日
- 内容 渋谷ロフト1階の特設イベントスペース「間坂ステージ」にて紀伊半島の特産品等を展示・販売

【action to Local 三重・奈良・和歌山移住者トークセッションイベント】

- ①in 三重テラス（平成28年1月23日17:00～19:00）
- ②in 渋谷シティラウンジ（平成28年1月30日16:00～18:00）

(4) 委託上限金額

金14,040,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託期間

契約締結の日から平成29年3月15日まで

4 委託事業者選定方法

次の要件を満たす事業者に業務を委託する。

- (1) 本要領に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な事業者であること。
- (2) 業務執行体制が万全であり、期日を遵守し履行可能な能力を有する事業者であること。
- (3) 若者の地方移住に対しての理解を踏まえ、これらのことを分かりやすく情報発信し、紀伊半島地域への移住につなげることができる事業者であること。

5 委託事業者選定方法

当該業務委託に係る企画提案事業者を募集し、提出された企画提案を実行委員会が設置する「紀伊半島移住プロモーション」事業業務委託選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、上記の選定方針に適合し、最も優れた企画提案を行ったと判断された事業者を選定する。

6 提案者の資格要件等

単独又は共同提案によるものとする。

(1) 提案者の資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ③ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ④ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ⑤ 三重県、奈良県、和歌山県にかかる入札参加資格停止又は落札資格停止の期間中でないこと。
- ⑥ 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を確に遂行するに足る能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税について滞納がない者であること。
- ⑧ 本プロポーザル及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。
- ⑨ 審査委員会の委員でないこと。

(2) 共同提案者の提案資格等

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、幹事者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
また、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」（様式1-2-1若しくは1-2-2）を提出すること。
- ※「分担履行型」（様式1-2-1）… 1つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を責任を持って履行する方式
- 「共同履行型」（様式1-2-2）… 1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式

- ② 複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ③ 幹事者及び共同提案者については、前項①～⑨に該当することが必要である。
- ④ 幹事者及び共同提案者を変更することはできない。
- ※ 「参加意向申出書」の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書受付期間内に「参加意向申出書記載事項変更届出書」（様式1-3）を添えて、改めて「参加意向申出書」を提出すること。

(3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 上記（ア）及び（イ）の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- ⑤ 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ そのほか不正な行為があったとき。

7 手続き等に関する事項

(1) 担当課

〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県地域連携部地域支援課内

「紀伊半島移住プロモーション」事業実行委員会事務局

TEL：059-224-2420 ・ FAX：059-224-2219

電子メールアドレス：chiiki@pref.mie.jp

(2) 参加意向申出書等の提出

本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、「参加意向申出書」（単独提案：様式1-1、共同提案：様式1-2、様式1-2別紙）と「会社概要及び事業受注実績」（様式2）を事務局（三重県地域連携部地域支援課）に、持参又は郵送のいずれかで提出すること。

「参加意向申出書」を提出しない者は、これ以降の企画提案を行うことができない。

【受付期間】

◎ 持参の場合

平成28年6月28日(火)～平成28年7月5日(火)の午前9時～午後5時まで
ただし、最終日にあつては午後3時まで

◎ 郵送の場合

簡易書留等の確実な方法によるものとし、平成28年7月5日(火)午後3時までの到着分を有効とする。なお、発送後については、必ず事務局まで電話連絡を行う等、書類到着を確認すること。いかなる理由であっても、期限を過ぎた場合は受け付けない。

(3) 質問の受付

募集要領等に関する質問は、次のとおり取り扱う。

- 【受付期間】 平成28年6月28日(火)～平成28年7月4日(月)午後3時まで
- 【受付方法】 「質問票」(様式3)に必要事項を記載の上、事務局、ファクシミリ又は電子メールで送付すること。なお、電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。電子メールによる質問の場合は、題名の最初に『「紀伊半島移住プロモーション」事業企画提案に関する質問』と明記すること。また、ファクシミリによる場合は、送信後、事務局に着信確認の電話をすること。
- 【回答方法】 ファクシミリによる質問に対してはファクシミリにて、電子メールによる質問に対しては電子メールにて回答する。

(4) 企画提案書の提出

上記(2)の「参加意向申出書」等の提出を行い、その後、企画提案を行う事業者は、下記の企画提案書等を提出すること。

【企画提案書等及び部数】

- ① 企画提案書(様式4) 15部(正本1部・副本(写し)14部)
- ・添付資料は、A4版で、両面長辺綴じとする。文字サイズはおおむね10ポイント以上とし、30ページ以内とする。また、可能な限り具体的に記載すること。
 - ・参加事業者1者につき1提案とすること。
 - ・提案する企画に係る費用の総額は、「3(5)委託上限金額」を超えないものとする。
 - ・一度提出された「企画提案書」は、これを書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできない。
- ② 見積書 15部(正本1部・副本(写し)14部)
- ・記載様式は特に定めないが、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
 - ・消費税及び地方消費税について、円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額をもって契約金額とする。
- ③ 提案事業者の概要書 15部
- ・提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、組織体制(主な事業所を含む)、沿革等を簡潔に記載したもの。
- ④ 契約実績証明書 15部
- ・過去3年間の、今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績について分かる資料を提出すること。

【受付期間】

◎ 持参の場合

平成28年7月6日(水)～平成28年7月20日(水)の午前9時～午後5時まで。ただし、最終日にあつては午後3時まで

◎ 郵送の場合

簡易書留等の確実な方法によるものとし、平成28年7月20日(水)午後3時までの到着分を有効とする。なお、発送後については、必ず担当課まで電話連

絡を行う等、書類到着を確認すること。いかなる理由であっても、期限を過ぎた場合は受け付けない。

【提出先】

〒514-8570 三重県津市広明町13
三重県地域連携部地域支援課内
「紀伊半島移住プロモーション」事業実行委員会事務局
TEL：059-224-2420 ・ FAX：059-224-2219
電子メールアドレス：chiiki@pref.mie.jp

8 企画プロポーザルの実施・方法等

(1) 実施日時・場所

- ① 日時：平成28年7月27日（水）午後3時から午後6時（予定）
※企画プロポーザル参加事業者数の状況により時間を変更することがある。
- ② 場所：一般財団法人大阪教育会館たかつガーデン
大阪市天王寺区東高津町7-11 電話：06-6768-3911

(2) 実施方法

- ① 提出のあった企画提案書についてプレゼンテーション審査を行うが、応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合がある。
- ② 企画プロポーザル参加事業者は、予め提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間については、1者当たり40分（説明20分、質疑20分）以内とする。
- ③ プレゼンテーションの順番については、原則として企画提案書の受付順とする。

9 審査、事業者の決定

(1) 企画提案書等の審査

- ① 審査は、「紀伊半島移住プロモーション」事業実行委員会が設置する選定審査委員会において実施し、最も高い得点を獲得した者を事業者として選定する。
- ② プレゼンテーション審査は、上記「8 企画プロポーザルの実施・方法等」の(1)のとおり、平成28年7月27日（水）に実施するが、方法及び時間等の詳細については後日企画プロポーザル参加事業者に連絡する。

(2) 企画提案書を選定するための評価基準

評価項目、判断基準については、次のとおりとする。

① 目的の合致

紀伊半島地域での移住促進を進めるために「地方での新たな暮らし方、働き方の提案」についての理解を踏まえた上で、委託業務の目的に合致したものとなっているか。

② 訴求性

提案内容が魅力的であり効果的なものとなっているか。

本要領で定めるメインターゲットに配慮した計画となっているか。

③誘客への貢献度

紀伊半島地域全体への移住を促進する提案になっているか。都内で行うイベント、各県への誘客が図れるものか。

④計画性

実施内容、費用、全体的スケジュールにおいて、具体的で実現可能なものとなっているか。

⑤実施体制

事務局との連絡体制、社内体制及び業務に関係する社外組織との連携体制は十分なものとなっているか。

関係法令を遵守したものとなっているか。

同種の業務実績があるか。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後速やかに書面により企画プロポーザル参加者に通知する。なお、審査結果（提案事業者名、採点結果）は公表する。また、審査の結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10 事業者との契約

選定された事業者は、通知があり次第、「紀伊半島移住プロモーション」事業実行委員会事務局と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務の準備に着手すること。

11 その他留意事項

(1) 提出書類の取扱い

① プロポーザル参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権はプロポーザル参加者に帰属する。

② 提出書類は、本業務委託事業者の選定以外にプロポーザル参加者に無断で使用しないものとする。ただし、委託事業者として選定されたプロポーザル参加者の提出書類については、委託事業者選定後、一定期間、ホームページでの公表等に使用することがある。

③ 提出する書類は、委託事業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

④ 提出された書類は返却しない。

(2) 企画プロポーザル参加事業者が本企画プロポーザルに要した費用については、全て企画プロポーザル参加事業者が負担するものとする。

(3) 本企画プロポーザルの実施は、委託事業者の特定を目的とするものであり、契約後においては、「紀伊半島移住プロモーション」事業実行委員会と協議を重ねながら計画策定を行うことになるので、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

(4) ビデオプロジェクター等によるプレゼンテーションで使用する機器のセッティングを希望する場合は、事前に担当課まで連絡すること。

- (5) 「参加意向申出書」を提出した後に辞退する場合は、速やかに上記担当課まで連絡をするとともに、書面にて辞退の届け出を行うこと。
- (6) 選定結果として、企画提案書等を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行うことを了知すること。

【スケジュール】

- ①公告日
6月27日(月)
- ②参加意向申出書受付期間
6月28日(火)～7月5日(火)午後3時まで
- ③質問受付期間
6月28日(火)～7月4日(月)午後3時まで
- ④企画提案書受付期間
7月6日(水)～7月20日(水)午後3時まで
- ⑤企画プロポーザル(審査会)
7月27日(水)(予定)
- ⑥委託予定事業者決定通知
8月上旬
- ⑦委託予定事業者見積書提出
8月上旬
- ⑧委託予定事業者との随意契約締結
8月上旬